

千葉市公用車への電動車導入方針

1 目的

この方針は、本市の脱炭素化の取り組みとして地球温暖化対策を重視した自動車の導入を一層推進するため、公用車への電動車導入に関して、必要な事項を定める。

2 定義

本方針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公用車

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項及び第3項に規定する自動車で本市が管理するものをいう。

(2) 電動車

電気自動車(EV)、ハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、燃料電池自動車(FCEV)をいう。

3 目標

代替できる電動車がない場合を除き、本市が新規導入・更新する公用車については令和5年度以降全て電動車とし、使用する公用車全体でも令和12(2030)年度までに全て電動車とする。

4 導入にあたっての考え方

次に掲げる事項を踏まえ、公用車への電動車の導入を図るものとする。

(1) 新規導入・更新に共通する考え方

ア 公用車を新規導入または更新する際は、電動車を導入する。

イ 導入する公用車の車種については、使用用途や頻度、航続距離、電気自動車用の充電設備の設置可否などを総合的に勘案して選定する。

ウ 限られた財源の中で公用車の電動化を効果的・効率的に実施するため、電動車の導入とともに公用車台数の適正化に取り組む。特に、新規導入車両は、業務増等により車両が不足することが明らかな場合に限ることとし、かつ必要最小限の台数とする。また、現行車両について、稼働状況等を可視化した上で定期的に精査し、台数の削減を図る。

(2) 更新にあたっての考え方

ア 計画的かつ段階的に更新を実施するため、現行車両の購入年度やリース期間、車両の状態、稼働状況などを総合的に勘案しながら、更新の優先順位を設定する。

イ 更新にあたっては、現行車両と同等の種別用途を機械的に選定するのではなく、今後の使用用途や稼働見込み、充電設備の設置状況などを総合的に勘案し、実情に適した車種を選定する。特に、乗車定員や積載量が過大と見込まれる場合は、より小型な車種等への更新を検討する。

ウ 業務上必要な性能を満たす電動車が市場に流通していない場合は、更新を先送りするとともに、その間、現行車両を継続して使用することを基本とする。ただし、走行に支障が生じるなどやむを得ず更新が必要な場合は、「九都県市低公害車指定指針」に定める指定

低公害車の中から、環境性能の高い自動車を優先して導入する。

5 留意事項

- (1) 公用車を使用する際は、温室効果ガスの排出抑制を念頭に、環境性能に優れた電動車を率先して使用すること。
- (2) 電動車の選定にあたっては、電気自動車等のメリット（走行時に二酸化炭素を排出しない、災害時の電力供給源として活用できる外部給電機能を備えるなど）を十分に考慮すること。
- (3) 公用車の統括管理部門においては、台数を適正化するための方策として、庁内での管理換えや公用車の共用化など、公用車の効果的・効率的な管理手法についても検討すること。

6 導入方針の見直し

本方針は、社会情勢の変化や自動車開発技術の進歩、電動車の市場普及の状況に合わせて適宜見直しを行うものとする。

7 適用

本方針は、令和5年4月1日以降に導入する公用車に適用する。